

令和7年度 第3回沖縄地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時 令和7年8月6日（水） 13:57～14:40

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

3 出席者

公益代表委員 4名（上江洲純子、金城智穂、城間貞、西村オリエ 敬称略）
労働者代表委員 5名（石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略）
使用者代表委員 5名（新垣朝雄、喜友名朝弘、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江 敬称略）
事務局 5名（柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長
補佐、伊計係員）

4 議題等

- (1) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性有無の検討結果について
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性に係る答申について
- (3) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (4) その他

5 配付資料—1

- (1) 第5回目安に関する小委員会（令和7年7月31日）
- (2) 第6回目安に関する小委員会（令和7年8月1日）
- (3) 第7回目安に関する小委員会（令和7年8月4日）
- (4) 令和7年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）
第71回中央最低賃金審議会 関係資料（目安に関する小委員会報告）
- (5) 令和7年最低賃金に関する基礎調査の概要

6 配布資料—2（参考資料）

- (1) 那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向（令和7年6月分）
(令和7年7月25日 「沖縄県企画部統計課」)
- (2) 株式会社おきぎん経済研究所
・県内景況・速報（2025年6月分）
- (3) 株式会社りゅうぎん総合研究所
・県内の景気動向 概況（2025年6月）
- (4) 労働力調査（沖縄県）（令和7年6月）
(令和7年8月1日 「沖縄県企画部統計課」)
- (5) 沖縄県の賃金、労働時間及び雇用の動き

(毎月勤労統計調査地方調査結果（令和7年5月分）)

(令和7年7月31日 「沖縄県企画部統計課」)

(6) 労働市場の動き（令和7（2025年）6月）

(令和7（2025年）8月1日 「沖縄労働局職業安定部」)

令和7年度 第3回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

定刻前ではございますが、皆様お揃いですので始めたいと思います。

これより、「令和7年度 第3回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また、会議の順番の変更もございましたが、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、各委員の出欠状況ですが、公益の岩橋委員は本日、所用により欠席でございます。

よって、出席者数は、公益代表委員が4名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名でございますので、本審議会は、審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の議事進行につきまして、上江洲会長にお願いしたいと思います。

上江洲会長

皆様、改めてこんにちは。

今日はこの後も審議予定がございます。

長丁場になりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、第3回沖縄地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

まずは、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。

労働者側委員は、照喜名委員、お願ひいたします。

使用者側委員は、津波古委員、お願ひいたします。

(両委員、了解)

上江洲会長

最初の議題は、「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有無の検討結果について」となります。

本日は、「沖縄県糖類製造業外2業種の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無」について、先ほどまで開催しておりました運営小委員会で検討した結果が当審議会へ報告されております。

運営小委員会からの報告書について、まずは事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

今から報告書をお配りします。

少々お待ちください。

(事務局 報告書を配布)

崎原賃金室長

行き届いたでしょうか。

では報告書を読み上げたいと思います。

沖縄県糖類製造業最低賃金他2業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当小委員会は、令和7年7月30日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので報告する。

なお、本件の審議に当たつた当委員会の委員は、別紙のとおりである。

記1 沖縄県糖類製造業最低賃金、2 沖縄県各種商品小売業最低賃金、3 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金。

別紙の委員につきましては省略いたします。

以上です。

上江洲会長

ただいま、事務局から報告書の読み上げがございました。

そこに記載されているように、運営小委員会の審議で、この3業種において労使の意見が分かれまして、全会一致での結論を得ることができませんでした。

従いまして、報告書のとおり当審議会としましては、「沖縄県糖類製造業他2業種の特定（産業別）最低賃金の改正の必要性なし」という結論を出したいと思います。

この結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

それでは、特定（産業別）最低賃金の改正の必要性なしとして、沖縄労働局長である柴田局長に答申したいと思います。

事務局が答申案を準備いたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(答申文（案）を配付)

上江洲会長

ただいま、答申の写し配布されておりますけれども、その中で誤記等がないかご確認をお願いします。

内容についてよろしいでしょうか。

ご指摘等ありませんか。

(特になし)

上江洲会長

それでは、次第2「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性に係る答申について」に移らせていただきたいと思います。

(局長移動し、公益委員席後方へ)

上江洲会長

それでは、答申をさせていただきます。

沖縄県糖類製造業最低賃金他2業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について。

当小委員会は、令和7年7月30日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定(産業別)最低賃金については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

なお、本件の審議に当たつた当委員会の委員は、別紙のとおりである。

記1 沖縄県糖類製造業最低賃金、2 沖縄県各種商品小売業最低賃金、3 沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金。

別紙については省略します。

(会長から局長へ「答申文」を手交)

(会長及び局長は所定の席に戻る)

上江洲会長

それでは続きまして、次第6「中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定の目安(伝達)」に移ります。

昨日、中央最低賃金審議会で示されました「令和7年度地域別最低賃金額の改定の目安について」、既に報道発表等されておりますので、皆さんご承知のことだと思いますけれども、中賃目安の答申内容、それから小委員会での審議の経過を含めて、事務局より説明をお願いしたいと思います。

崎原賃金室長

31ページの資料4になります。

令和7年8月4日付けで中央最低賃金審議会会长から厚生労働大臣宛てに、「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」がなされました。

審議経過につきましては、前回の本審でも途中経過までをお伝えしておりますが、改めてご説明いたします。

今年度の中央最低賃金審議会は、昨年度より2週間以上も遅れて、7月11日に開催され、厚生労働大臣から目安額に関する審議について諮詢が行われました。

そして同日、第1回の目安小委員会が開催され、第2回は7月22日、第3回は24日、第4回が29日、第5回が31日、第6回が8月1日、そして第7回が8月4日、同日、答申されました。

31ページの目安の答申概要についてでございますが、記の1「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかつた」と記載されております。

記の2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

別紙1については次のページになります、別紙2につきましては96ページからになります。

続いて記の3「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである」と記載されております。

記の4以降は、国に対する要望等が記載されております。

公益委員の見解と小委員会の報告につきましては、中央最低賃金審議会の藤村会長からビデオメッセージが届いておりますので、これからご覧いただきたいと思います。

準備いたしますので、少々お待ちください。

資料は公益委員見解については33ページから、小委員会報告は96ページからとなります。

(事務局、モニター等準備)

(上映)

藤村中央最低賃金審議会会長

皆様、こんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度も目安の位置づけの趣旨、中央最低賃金審議会が取りまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように捉えて参考とするのか、また今年度の公益委員見解の趣旨について理解を深めていただきたいと思います。

最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき、決定されるものになります。

引き上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては様々なものがあるのですが、基本的な考え方をここでお伝えしておきたいと思います。

まずは、最低賃金法は法定の3要素というのを求めております。

労働者の生計費、それから賃金、3つ目は通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮して定めるということとなっております。

また、生活保護に関わります施策との整合性に配慮するということも法定されております。

その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央の最低賃金審議会で目安を示すということになっております。

また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められているということから、それも無視できないものとなっております。

具体的には、中長期の金額の目標、それと地域間格差の是正になります。

次に目安についてご説明をしたいと思います。

令和5年の全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されており、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回るあるいは目安を下回ることもあり得るというふうに私共は考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で、決定をしていただきたいと思っております。

では、今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても3要素のデータに基づきまして、納得感のあるものとなるよう公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち、何を重視するかは年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目いたしました。

3要素のそれぞれの評価ポイントについてご説明をいたします。

まず、労働者の生計費についてです。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきたと共通認識しております。

それと共に、今年度の物価について丁寧に議論をしました。

足下の物価上昇の要因として生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割占めている、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%とさらに高い水準になっていることを、こういった点を公労使で確認いたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは昨年指標としていた消費者物価指数の「頻繁に購入する品目」だけに含まれるものではなくて、また様々な生活必需品の価格が急激に上昇しているということを鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」やそのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物

価指標を広く確認をし、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について、総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

そういった中で今年度の議論では消費者物価指数のどれか一つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的に見ようということになりました、今年度は「持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、4つの指標を追加的に見ることといたしました。

具体的には、「頻繁に購入」する品目、「1か月に1回程度購入」する品目、「基礎的支出項目」、「食料」の4つでございます。

そういった指標をみながら「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でしたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案しました。

なお、4つの項目の平均上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の2番目の賃金については、連合、経団連、日本商工会議所、それに厚生労働省の30人未満の企業を対象としました賃金改定状況調査といった様々な調査で賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認されております。

賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところでございます。

最後に3つ目です。

通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと解されておりまして、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきました。

支払能力については、実は決め手となる資料がなかなかないわけです。

そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払い能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率も確認をしております。

その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しいといったデータや価格転嫁にはまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払い能力は改善傾向にあると考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまでご説明した点と一部重複します。しかし、ここは強調しておきたいので、申し上げておきたいと思います。

3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視する、それに加えまして中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目いたしました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。

具体的には全国加重平均としては、今年度は6.0%（63円）を基準としてランク別の目安額を検討することとしました。

次にランクごとの目安額についてです。

近年配意を求めております、政府の閣議決定では地域間格差の是正が盛り込まれております。

中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だと意識してまいりました。

そういう中、消費者物価指数、具体的には「持家の帰属家賃を除く総合」の上昇率がAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていることなどの指標を考慮すると、今年度は下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的にはAランク 63円 (5.6%)、Bランク 63円 (6.3%)、Cランク 64円 (6.7%) といったしました。

Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差の是正への配慮、物価や賃金等の指標をみて示したものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議にあたって、適宜参考としていただきたいと思います。

なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために厚生労働省の事務局に対して都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中ありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がって います。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに発効日についても十分に公労使で議論を行っていただくよう中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に様々な資料やデータに基づき、公労使が真摯な議論を重ねてまいりました。

中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にしていただいて、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私共は期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からのメッセージでした。

上江洲会長

ただいま、ご覧いただきましたように中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージをご覧いただきました。

この目安額を受けて、労使からの金額提示につきましては、この後予定されております専門部会で行いますけれども、各委員から何かご意見等ございましたらここでお願ひしたいと思います。

いかがですか。

(田端委員挙手)

上江洲会長

では、田端委員。

田端委員

使用者側委員の田端です。

今の藤村会長の発言でいくつか確認したい点があるので、専門部会の場で事務局は資料を準備していただければと思います

3点ございます。

資料の40ページにABCランクの額が端的に書かれております。

5行目の所で消費者物価指数の前年上昇率はAが3.8%、Bが3.9%、Cが4.1%と。

ここでAとCの比率の差が0.3ポイントなのですが、Cランクは割合が相対的に高いからCランクを上げるということになって、次の段落でこれらのこと考慮するにあたり、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であると。

これは何をもって言っているのか。

いきなり、率の話ではなく、目安額の話に切り替わっているのですが、具体的にあたり、ここでABCの上げ幅を見ると消費者物価指数の上げ幅が0.3ポイントの差しかないのですが、Aランクは5.6%、Bランクが6.3%、Cランクが6.7%ということで1.1ポイントとの差が出ております。

物価上昇率を加味してなぜこれだけの差が出るのかが分からないです。

この目安額については例えばCランクの目安の平均額が950円とかになるので、それから何パーセントをかけて、それに物価上昇率を加味してこの数値になるというふうに、なぜこの金額になるのかというのを具体的に説明していただきたいと思います。

こちらが1点目です。

2点目ですが、資料の45ページに消費者物価指数の対前年上昇率の推移というのがございます。こちらが先ほどのメッセージにもありました、「持家の帰属家賃を除く総合」以外に中段の表の中にある「頻繁に購入」、「1ヶ月に1回程度購入」、「基礎的支出項目」、「食料」の伸び率がそれぞれ高くなつたことも踏まえて加味したと仰っていました。

ただ、参考資料として沖縄県の消費者物価指数の動向の資料がついていますが、そこから一番下の「食料」の部分は捨てるのですが、いわゆる「頻繁に購入」、「1ヶ月に1回程度購入」、「基礎的支出項目」については、これはどこから捨えばいいのかということです。

先ほどのビデオメッセージでは地域別のデータはあるので、都道府県別のデータも労働局にも提供するとありましたので、ぜひこの数値を明らかにして提供していただければと思います。

それから、地域間格差のことを仰っていましたが、最低賃金法第9条第2項では地域別最低賃金は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならぬとされています。

また3項では、健康で文化的な最低限度の生活をということになっています。

最低賃金法の中ではいわゆる地域間格差を是正するためにという文言は見えてこないのですが、法律の根拠からすると、何をもって地域間格差を是正すると言えるのか。

そこを教えていただければと思います。

以上、3点、事務局で確認していただければと思うので、どうぞよろしくお願ひいたします。

上江洲会長

ただいま、田端委員から3点ほど質問がなされました、事務局はこの点よろしいでしょうか。

崎原賃金室長

専門部会までにお答えできるかどうか今のところ分かりませんけれども、宿題とさせていただいたいと思います。

上江洲会長

他にございますか。

特ないようでしたら先に進みますけれどもよろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲会長

では、最後に、次第7「その他」とありますが、事務局からこの点何かありますか。

崎原賃金室長

はい、前回、本審で委員からいくつかご指摘、ご質問がございました点について、ご説明いたします。

まず、田端委員から、基礎調査に係る調査の概要について、あれば分かりやすいというご指摘がございました。

資料107ページをご覧ください。

資料5になります。

基礎調査の概要ということで添付しております。

調査目的、調査対象産業、対象事業所、調査事項等を記載し、作成しました。

来年度は調査結果と併せて資料として提供したいと思っております。

ちなみに「4. 調査対象事業所」の（1）数が1,812事業所となっておりますけれども、この数値は厚生労働省から示された数字でございまして、（3）回収率では666事業所から回収があり、回収率は36.8%でございます。

続いて、喜友名委員からは業務改善助成金の件でご質問がございました。

沖縄県の活用状況が全国と比べてどうなのかというご質問についてですけれども、業務改善助成金は事業所内の最低賃金が地域別最低賃金の50円以内等要件がございますので、全ての中小企業が受給できるものではございませんけれども、数字がわかる範囲で比較できるものとして、全国の中小企業数と申請件数から申請率の割合を算出しました。

全国の申請率は0.65%、沖縄は0.94%で、全国の申請率の約1.5倍となりました。

沖縄県の申請率は全国と比べて高いという結果となりました。

周知につきましては、引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上です。

上江洲会長

ただいま、事務局から前回質問があった点についての回答がございましたけれども、この件についていかがでしょうか。

田端委員、喜友名委員、回答についてはよろしいですか。

(両委員、了解)

上江洲会長

では、その他のところで回答がございましたけれども、他にご意見等ございますか。

(石川委員挙手)

上江洲会長

では、石川委員。

石川委員

石川です。

今、業務改善助成金についてご報告いただいたのですが、もし分かれば、国が行っている年収の壁に関する支援パッケージにおいて、沖縄での申請件数のデータがあれば、次回追加で提供していただければと思います。

お願ひいたします。

崎原賃金室長

承知いたしました。

上江洲会長

では、事務局、続きをお願ひしてもよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

はい、今後の本審に係る審議日程の確認になります。

計画では、次の第4回の本審は8日（金）、予備日では8月12日としておりましたけれども、金額調整は本日行われる専門部会で本格的に行われますので、8日の開催については延期になろうかと思います。

そのあたりをご検討していただきたいと思います。

上江洲会長

はい、中賃の目安の提示が遅れまして、今回、本審開催後の専門部会で最初の額提示ということになつております。

ですので、本審の日程については、8日は難しいと。

8日については延期させていただこうかなと、ということです。

この点はよろしいでしょうか。

（了解）

上江洲会長

その上で専門部会の状況によって、変わってくると思うのですけれども、来週以降は予備日として提示をさせていただいた日程になるかと思います。

予備日は12日、14日、18日、このあたりは専門部会の審議がどうなるかですけれども、予備日についても日程の確保をお願いしたいと思っております。

いかがですか。

（石川委員挙手）

石川委員

蛇腹折りの第1回の審議会資料を見ているのですが、本日の専門部会で第1回の額提示をさせていただきます。

明日7日は予備日となっているのですが、可能であれば明日も専門部会を開催していただければというのが1つ、また12日に本審と専門部会が予定されているのですが、専門部会の時間調整のお願いで、15時30分から開催していただければと思います。

上江洲会長

専門部会の日程は、この後の専門部会で調整させていただければと思うのですが、使側はそちらでよろしいですか。

田端委員

専門部会の中で調整するということでいいと思うのですが、明日の専門部会については本日専門部会が開催されなかつた場合の予備日と考えていたので、各委員に確認したところ、明日は予定してないということでした。

今日の結果を踏まえての調整する時間も欲しいところですので、それを踏まえると明日は無しにして当初の予定通り明後日でお願いしたいと思います。

上江洲会長

専門部会で改めて調整させていただきますけれども、8日の本審については延期させていただくと。

専門部会の日程が動きそうなのですけれども、12日、14日、18日は予備日として提示させていたいた日程ですので、専門部会の議論によって後ろにずれていくということを経験された委員の方々は分かっていると思いますが、今回初めて参加される委員の方は時間が読めないところ申し訳ありませんが、予備日については本審開催の可能性有として日程の確保をお願いしてもよろしいですか。

(了解)

上江洲会長

では、本審開催の状況が見えてまいりましたら、事務局から改めて連絡をさせていただくことになるかと思います。

まずは日程の確保をよろしくお願ひいたします。

他に何かございますか。

(特になし)

上江洲会長

ないようでしたら、これで第3回最低賃金審議会を終了したいと思います。

次回につきましては、専門部会開催してからということで流動的になりますので、事務局からの連絡をお待ちいただければと思います。

本日は大変お疲れ様でした。